

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	14
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	36
○ 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第四条関係）	37
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）（第五条関係）	44
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第一百号）（第六条関係）	45
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第七条関係）	48
○ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）	50
○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（第八条関係）	51
○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第八条関係）	52
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）	53

改 正 案

現 行

目次

第一章～第四章（省 略）

第五章 通関

第一節 総則（第五十八条―第五十九条の六）

第二節 輸出申告の特例（第五十九条の七―第五十九条の十九）

第二節の二 輸入申告の特例（第五十九条の二十・第五十九条の二十一）

（二十一）

第三節～第七節（省 略）

第五章の二～第九章（省 略）

附則

（修正申告の手續）

第四条の十六 法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきもの

目次

第一章～第四章 同上

第五章 同上

第一節 総則（第五十八条―第五十九条の四）

第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五―第五十九条の十九）

第三節～第七節 同上

第五章の二～第九章 同上

附則

（修正申告の手續）

第四条の十六 法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきものとされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）に記載した事項のうちに当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

とされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）に記載した事項のうちに当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一〇五（省 略）

2 法第七条の十四第二項の規定により、同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をし、その補正をした箇所に押印をして、これを税関長に提出しなければならない。

（更正の請求の手續）

第四条の十七 法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した更正請求書を当該更正の請求に係る貨物についての法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をした税関長に提出しなければならない。

一〇五（省 略）

2（省 略）

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三（省 略）

2〇七（省 略）

8 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申

一〇五 同 上

2 法第七条の十四第二項（補正による修正申告）の規定により、先|の同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を補正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正をし、その補正をした箇所に押印をして、これを税関長に提出しなければならない。

（更正の請求の手續）

第四条の十七 法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した更正請求書を税関長に提出しなければならない。

一〇五 同 上

2 同 上

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三 同 上

2〇七 同 上

告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）とあるのは、「第三十六条の三（第八項を除く。）に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

（承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手續）

第三十六条の四 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定により税関長の期間の指定を受けようとする者は、その期間の指定を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

一～六 （省 略）

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四 （省 略）

2・3 （省 略）

4 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三（第八項）」とあるのは、「第五十一条の四（第四項）」と読み替えるものとする。

（外国貨物を置くこと等の承認の申請）

（承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手續）

第三十六条の四 法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長）の規定により税関長の期間の指定を受けようとする者は、その期間の指定を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

一～六 同 上

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四 同 上

2・3 同 上

（外国貨物を置くこと等の承認の申請）

第五十一条の十二 (省 略)

2 7 (省 略)

8 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において法第四十三条の三第三項(外国貨物を置くことの承認)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならぬ。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させることができる。

一 三 (省 略)

四 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等(法第六十条七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)に規定する保税地域等をいう。第五十九条の五及び第五十九条の六において同じ。)の名称及び所在地

五 (省 略)

(外国貿易船に準ずる船舶)

第五十一条の十二 同上

2 7 同上

(輸出申告の手続)

第五十八条 同上

一 三 同上

四 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等(法第六十条七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。)の名称及び所在地

五 同上

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の
手続）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船
舶（次条において「はしけ等」という。）とする。

（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告を
することの承認の手続）

第五十九条の五 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の
手続）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次
に掲げる場合とする。

一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することな
く外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の
許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、
形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ
輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入
れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸し
の際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込
み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場
合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨
物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸
出申告又は輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただ
し、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認
めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させること
ができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船

又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

(保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請)

第五十九条の六 法第六十七条の二第三項第二号(輸出申告又は輸入申告の手続)の規定により、貨物を保税地域等に入れないで輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (省 略)

二 前号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(輸入申告の手続の特例)

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項第一号(輸出申告又は輸入申告の手続)の規定により、貨物を保税地域等に入れないで輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査及び許可を受けようとする場合(当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。)

二 輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ又はこれに類する船舶(以下「はしけ等」という。)に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

三 同 上

四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 (省 略)

二 (省 略)

三 (省 略)

3 法第六十七条の二第三項第三号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(特定輸出者等の輸出申告手続)

第五十九条の七 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは「所在地(法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所)」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法

一 同上

二 前項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 同上

四 同上

3 法第六十七条の二第二項第二号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(特定輸出申告の申告事項等)

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受けることを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」と、同条第四号中「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等(法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。)」の名称及び「所在地」とあるのは「貨物が置かれている場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法

第六十七条の規定による輸出申告（同項第二号に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第六十七条の第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」とあるのは「第六十七条の第三項後段（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者並びに」と、「第六十七条の第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の第三項後段に規定する特定委託輸出申告」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「第六十七条の第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」とあるのは「第六十七条の第三項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨、当該貨物を製造した者及び当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者並びに」と、「第六十七条の第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の第三項に規定する特定製造貨物輸出申告」と読み替えるものとする。

4 前三項の輸出申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織

第六十七条の規定による輸出申告（同項第二号に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者及び次の各号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物を製造した者、当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者及び次の各号」と読み替えるものとする。

4 前二項の輸出申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(外国貿易船に準ずる船舶)

第五十九条の六 法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める船舶は、はしけ等とする。

(貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告をすることの承認の手続)

第五十九条の七 法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸出申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査及び許可を受けようとする場合(当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。)

二 輸出申告に係る貨物の外国貿易船に対する積み込みの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2 | 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の八 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可又は同令第二条第一項(輸出の承認)の規定による承認を必要とするもの(次号に掲げるものを除く。)

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

(貨物確認書の記載事項)

第五十九条の九 法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 六 (省 略)

(特定輸出者の承認の申請の手續等)

第五十九条の十 法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 (省 略)
- 二 法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告をしようとする

又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の八 法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(次号に掲げるものを除く。)

二 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可又は同令第二条第一項(輸出の承認)に規定する承認を必要とするもの

(貨物確認書の記載事項)

第五十九条の九 法第六十七条の三第四項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 六 同 上

(特定輸出者の承認の申請の手續等)

第五十九条の十 法第六十七条の三第五項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 同 上
- 二 法第六十七条の三第一項の規定の適用を受けて輸出申告をしよ

る貨物の品名

三・四 (省 略)

2 ～ 5 (省 略)

第二節の二 輸入申告の特例

(特例輸入者等の輸入申告手続)

第五十九条の二十 法第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入申告に係る第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「前条ただし書」とあるのは、「第五十九条の七第一項の規定により読み替えて適用する前条ただし書」とする。

2 前項の輸入申告(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。)は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸入申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の二十一 法第六十七条の十九(輸入申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1 aに規定する輸入される資材、需品又は装備とする。

(輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請)

第六十三条 法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取

うとする貨物の品名

三・四 同上

2 ～ 5 同上

(輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請)

第六十三条 法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取

り)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び輸入申告の年月日並びに当該承認を受けようとする事由を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をした税関長に提出しなければならない。この場合において、当該輸入申告に係る貨物を分割して引き取ろうとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項、第五十九条の四、第五十九条の五、第五十九条の七(第二項後段及び第三項を除く。)、第五十九条の八並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第五十九条の七第一項中「同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び次の各号」と、」とあるのは「同条ただし書中「と、「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは「所在地(法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所)」とあるのは「省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」と、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(認定通関業者の認定の申請の手続等)

第六十九条 法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲

に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び輸入申告の年月日並びに当該承認を受けようとする事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該輸入申告に係る貨物を分割して引き取ろうとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(認定通関業者の認定の申請の手続等)

第六十九条 法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲

<p>6 5 (省 略)</p>	<p>ける事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）<u>第二条第一号（定義）</u>に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関長（当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの税関長）に提出しなければならない。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 申請者が通関業務を行う営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税関長</p> <p>三 (省 略)</p> <p>2 5 (省 略)</p> <p>(税関長の権限の委任) 第九十二条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。</p>
<p>5 4 同 上</p>	<p>ける事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）<u>第三条第一項（通関業の許可）</u>の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうちいずれかの許可をした税関長）に提出しなければならない。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 通関業法<u>第三条第一項</u>の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての税関長）</p> <p>三 同 上</p> <p>2 5 同 上</p> <p>(税関長の権限の委任) 第九十二条 同 上</p> <p>2・3 同 上</p>

改 正 案

現 行

<p>（別送して輸入する貨物の簡易税率の適用の手續）</p> <p>第一条 関税定率法（以下「法」という。）第三条の二第一項（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する別送して輸入する貨物について法の別表の付表第一に定める税率の適用を受けようとする者は、本邦への入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関長に提出してその申告をしたことについての確認を受け、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除くほか、その入国後六月以内に当該貨物を輸入しなければならない。</p> <p>2 税関長は、前項の申告書の提出があつたときは、当該申告書にその申告があつた旨を記載してこれを還付するものとする。</p> <p>3 第一項の貨物を輸入する者は、その輸入申告の際に、前項の規定により還付された申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>（変質又は損傷による減税の手續）</p> <p>第三条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式（第三項において「申告納税方式」という。）が適用される貨物が輸入申告等の時（法第四条の五（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）に規定する輸入申告等の時をいう。次項及び第三項において同じ。）までに変質し、又は損傷したことに</p>	<p>（別送して輸入する貨物の簡易税率の適用の手續）</p> <p>第一条 関税定率法（以下「法」という。）第三条の二第一項（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する別送して輸入する貨物について法の別表の付表第一に定める税率の適用を受けようとする者は、本邦への入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関長に提出してその申告をしたことについての税関の確認を受け、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除くほか、その入国後六月以内に当該貨物を輸入しなければならない。</p> <p>2 税関は、前項の申告書の提出があつたときは、当該申告書にその申告があつた旨を記載してこれを還付するものとする。</p> <p>3 第一項の貨物を輸入する者は、その輸入申告の際に、前項の規定により還付された申告書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>（変質又は損傷による減税の手續）</p> <p>第三条 関税法第六条の二第一項第一号（申告納税方式）に規定する申告納税方式（第三項において「申告納税方式」という。）が適用される貨物が輸入申告等の時（法第四条の五（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）に規定する輸入申告等の時をいう。次項及び第三項において同じ。）までに変質し、又は損傷したことに</p>
<p>により法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等</p>	<p>より法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定による関税</p>

（）の規定による関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物についての輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書（関税法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。））に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

一～三 （省 略）

2・3 （省 略）

4 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される貨物について法第十条第一項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の許可前に、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をした税関長に提出しなければならない。

（変質、損傷等による戻し税の手續）

第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定の適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、数量、価格、関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書（関税法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する決定通知書をいう。以下同じ。）の発出の年月日及び決定通知書の番号）並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、当該貨物の輸入を許可した税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならない。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書

の軽減を受けようとする者は、当該貨物についての輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書（関税法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。））に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～三 同 上

2・3 同 上

4 関税法第六条の二第一項第二号（賦課課税方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物について法第十条第一項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の許可前に、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（変質、損傷等による戻し税の手續）

第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等による戻し税）の規定の適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、数量、価格、関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書（同法第七条の十六第四項（更正通知書又は決定通知書）に規定する決定通知書をいう。以下同じ。）の発出の年月日及び決定通知書の番号）並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、その輸入地を所轄する税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならない。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付

を交付するものとする。

2 法第十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、災害等のやんだ日から三月以内に、払戻しを受けようとする金額及びその計算の基礎を記載した申請書に、前項後段の確認書及び当該払戻しに係る貨物についての輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）

第五条の二 法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に、当該貨物が輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は修繕を証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、税関長に提出しなければならない。

一 四 （省 略）

2 （省 略）

（再輸入の期間の延長の承認申請手続）

第五条の三 法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸出の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を

するものとする。

2 法第十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、災害等のやんだ日から三月以内に、払戻しを受けようとする金額及びその計算の基礎を記載した申請書に、前項後段の確認書及び当該払戻しに係る貨物についての輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）

第五条の二 法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）に、その輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）にその輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は修繕を証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 四 同 上

2 同 上

（再輸入の期間の延長の承認申請手続）

第五条の三 法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸出の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を

当該貨物の輸出を許可した税関長に提出しなければならない。

(製造用原料品の減税又は免税の手続)

第七条 法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする者は、その軽減又は免除を受けようとする原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 (省略)

(別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続)

第十四条 法第十四条第七号又は第八号(無条件免税)に規定する別送して輸入する物品についてこれらの規定により関税の免除を受けようとする者は、本邦への入国の際に、当該物品の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関長に提出してその申告をしたことについての確認を受け、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除くほか、その入国後六月以内に当該物品を輸入しなければならない。

2 税関長は、前項の申告書の提出があつたときは、当該申告書にその申告があつた旨を記載してこれを還付するものとする。

3 第一項の物品を輸入する者は、その輸入申告の際に、前項の規定により還付された申告書を税関長に提出しなければならない。

(再輸入免税貨物の輸入の手続)

当該貨物の輸出地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(製造用原料品の減税又は免税の手続)

第七条 法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする者は、その軽減又は免除を受けようとする原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続)

第十四条 法第十四条第七号又は第八号(携帯品及び引越荷物の無条件免税)に規定する別送して輸入する物品についてこれらの規定により関税の免除を受けようとする者は、本邦への入国の際に、当該物品の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関長に提出してその申告をしたことについての確認を受け、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除く外、その入国後六月以内に当該物品を輸入しなければならない。

2 税関長は、前項の申告書の提出があつたときは、当該申告書にその申告があつた旨を記載してこれを還付するものとする。

3 第一項の物品を輸入する者は、その輸入申告の際に、前項の規定により還付された申告書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(再輸入免税貨物の輸入の手続)

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、この限りでない。

2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定による関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を税関長に提出しなければならない。

3
(省 略)

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、この限りでない。

2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定による関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を同項の税関長に提出しなければならない。

3
同 上

(米の免税の手續)

第十六条の四 法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品について法第十四条第七号、第八号又は第十八号(無条件免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告の際に、当該物品が免税対象物品であることを明らかにする書類を税関長に提出しなければならない。

(再輸入減税貨物の輸入の手續)

第十六条の五 法第十四条の二(再輸入減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)に、当該貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書及び当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(外国で採捕された水産物等の免税の手續)

第十六条の六 法第十四条の三第一項(外国で採捕された水産物等の免税又は免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類を税関長に提出しなければならない。

(水産物加工製品の指定等)

(米の免税の手續)

第十六条の四 法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品について法第十四条第七号、第八号又は第十八号(携帯品等の無条件免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告の際に、当該物品が免税対象物品であることを明らかにする書類をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(再輸入減税貨物の輸入の手續)

第十六条の五 法第十四条の二(再輸入減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)に、当該貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書及び当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同 上

(外国で採捕された水産物等の免税の手續)

第十六条の六 法第十四条の三第一項(外国で採捕された水産物等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(水産物加工製品の指定等)

第十六条の七 法第十四条の三第二項（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）に規定する政令で定める製品は、本邦から出漁した本邦の船舶内において同項の水産物に加工し、又はこれを原料として製造することが必要であり、かつ、輸入の時にいて当該加工又は製造前の水産物の性質及び数量を確認することができる製品で、財務省令で定めるものとする。

2 (省 略)

3 法第十四条の三第二項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、加工又は製造前の水産物の品名、数量及び価額並びに軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎を記載した明細書に当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造されたものであることを証する書類を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手續）

第十九条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名、数量及び原産地、陳列又は使用の目的、方法及び場所並びにその同種品又は類似品について同号の規定による免除を既に受けたことがあるかどうか及び学術研究用品については新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難なものであることの事由を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

第十六条の七 法第十四条の三第二項（水産物加工製品の減税）に規定する政令で定める製品は、本邦から出漁した本邦の船舶内において同項の水産物に加工し、又はこれを原料として製造することが必要であり、かつ、輸入の時にいて当該加工又は製造前の水産物の性質及び数量を確認することができる製品で、財務省令で定めるものとする。

2 同 上

3 法第十四条の三第二項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、加工又は製造前の水産物の品名、数量及び価額並びに軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎を記載した明細書に当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造されたものであることを証する書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手續）

第十九条 法第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名、数量及び原産地、陳列又は使用の目的、方法及び場所並びにその同種品又は類似品について同号の規定による免除を既に受けたことがあるかどうか及び学術研究用品については新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難なものであることの事由を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同 上

(寄贈物品の免税の手續)

第二十条 法第十五条第一項第二号から第五号まで(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 前項の書面の提出に際しては、当該物品の寄贈の事実を証する書類及びその寄贈を受けた者が法第十五条第一項第三号に規定する施設を經營する者で国及び地方公共団体以外のものであるときは、当該施設が社会福祉事業を行う施設であることについてのその所在する都道府県又は市町村の長の証明書を添付しなければならない。

3 (省 略)

(博覧会等において使用される物品の免税の手續)

第二十一条の二 法第十五条第一項第五号の二(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、原産地、価格、数量及びその算出の基礎、使用の目的及び方法並びに当該博覧会等の名称、開催期間、会場の位置及び主催者の名称を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手續)

第二十四条 法第十五条第一項第八号(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品

(寄贈物品の免税の手續)

第二十条 法第十五条第一項第二号から第五号まで(寄贈物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 前項の書面の提出に際しては、当該物品の寄贈の事実を証する書類及びその寄贈を受けた者が法第十五条第一項第三号に規定する施設を經營する者で国及び地方公共団体以外のものであるときは、当該施設が社会福祉事業を行う施設であることについてのその所在する都道府県又は市町村の長の証明書を添付しなければならない。

3 同 上

(博覧会等において使用される物品の免税の手續)

第二十一条の二 法第十五条第一項第五号の二(博覧会等において使用される物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、原産地、価格、数量及びその算出の基礎、使用の目的及び方法並びに当該博覧会等の名称、開催期間、会場の位置及び主催者の名称を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同 上

(航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手續)

第二十四条 法第十五条第一項第八号(航空機の発着に使用する機械等の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつ

名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(自動車等の引越荷物の免税の手續)

第二十五条 法第十五条第一項第九号(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする入国者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告の際に、その品名、種類及び数量並びに使用の目的及び主たる使用の場所を記載した申請書に当該貨物が入国前に既にその者又はその家族の使用したもの(船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者の使用したもの)であることを証する書類を添付して、これを税関長に提出し、かつ、本邦に住所を移転するため入国するものであることを証する書類を税関長に提示しなければならない。

2・3 (省 略)

(条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手續)

第二十五条の三 法第十五条第一項第十号(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、これらの事項のうち必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。

2 一三 (省 略)

ては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(自動車等の引越荷物の免税の手續)

第二十五条 法第十五条第一項第九号(自動車等の引越荷物の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする入国者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告の際に、その品名、種類及び数量並びに使用の目的及び主たる使用の場所を記載した申請書に当該貨物が入国前に既にその者又はその家族の使用したもの(船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者の使用したもの)であることを証する書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出し、且つ、本邦に住所を移転するため入国するものであることを証する書類を税関に呈示しなければならない。

2・3 同上

(条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手續)

第二十五条の三 法第十五条第一項第十号(条約の規定による特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、これらの事項のうち必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。

2 同上

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、数量及び輸入の目的、輸出の予定時期及び予定地並びに使用の場所を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2・3 (省 略)

(再輸出の期間の延長の承認申請手續)

第三十七条の二 法第十七条第一項(再輸出免税)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年(第三十三条の三第三号に掲げる貨物については、同号に掲げる期間)以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該貨物が輸入後加工されたものであるときは、その加工をした者が作成した加工証明書を当該許可書又はこれに代わる税関の証明書に添付しなければならない。

2・3 (省 略)

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、数量及び輸入の目的、輸出の予定時期及び予定地並びに使用の場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2・3 同 上

(再輸出の期間の延長の承認申請手續)

第三十七条の二 法第十七条第一項(再輸出免税)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年(第三十三条の三第三号に掲げる貨物については、同号に掲げる期間)以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該貨物が輸入後加工されたものであるときは、その加工をした者が作成した加工証明書を当該許可書又はこれに代わる税関の証明書に添付しなければならない。

2・3 同 上

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲

げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあっては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入を許可した税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出しなければならない。ただし、税関長は、再輸出貨物（同条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあっては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入地を所轄する税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提示しなければならない。ただし、税関長は、再輸出貨物（法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続）

（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続）

第四十七条の二 前条第一項の表第八号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、第四十九条において準用する第六条の三第一項の申請書と併せて、輸入申告をする税関長に提出しなければならない。

第四十七条の二 前条第一項の表第八号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、第四十九条において準用する第六条の三第一項の申請書とあわせて、輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 (省 略)
- 二 当該輸入原料品から輸出貨物を製造する場合における製造歩留り及びその算出の根拠
- 三・四 (省 略)
- 五 当該製造を行おうとする製造工場の名称及び所在地
- 六 (省 略)

- 一 同 上
- 二 当該輸入原料品から輸出貨物を製造する場合における製造歩留り及びその算出の根拠
- 三・四 同 上
- 五 当該製造を行なおうとする製造工場の名称及び所在地
- 六 同 上

（製造用原料品に関する規定の準用）

（製造用原料品に関する規定の準用）

第四十九条 第六条の三から第十二条まで（第九条第一項第三号を除

第四十九条 第六条の三から第十二条まで（第九条第一項第三号を除

く。）の規定は、法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により関税の軽減又は免除を受ける原料品及び当該原料品（同条第三項の規定により輸出貨物製造用原料品とみなされた原料品を含む。）により製造された輸出貨物について準用する。この場合において、第六条の三第一項第一号中「、構造及び延べ面積」とあるのは「及び構造」と、第十二条第一項第二号中「製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品」とあるのは「製造用原料品」と読み替えるほか、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については、第六条の三第一項中「当該製造工場の所在地を所轄する」とあるのは「法第十九条第一項の規定により関税の免除を受けようとする原料品の輸入申告をする」と、第八条第一項中「を使用する製造工場の所在地を所轄する」とあるのは「の輸入申告をする」と読み替えるものとする。

（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）

第五十三条の二 法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物の輸出をしようとする者は、当該貨物の輸出に際し、貨物製造報告書（当該貨物の輸出をしようとする者が前条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書）を輸出申告書に添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

3 前項の規定により輸出の許可があつた旨の表示をした戻し税用書類の交付を受けた者は、契約の破棄、貨物の亡失等により、当該貨物の全部が輸出されないこととなつたときは、当該書類を遅滞なく当該貨物の輸出を許可した税関長に提出しなければならない。

く。）の規定は、法第十九条第一項（輸出貨物製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受ける原料品及び当該原料品（法第十九条第三項の規定により輸出貨物製造用原料品とみなされた原料品を含む。）により製造された輸出貨物について準用する。この場合において、第六条の三第一項第一号中「、構造及び延べ面積」とあるのは「及び構造」と、第十二条第一項第二号中「製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品」とあるのは「製造用原料品」と、第六条の三第一項及び第八条第一項中「製造工場の所在地を所轄する税関長」とあるのは、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については「輸入地を所轄する税関長」と読み替えるものとする。

（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）

第五十三条の二 法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税）の規定により関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物の輸出をしようとする者は、当該貨物の輸出に際し、貨物製造報告書（当該貨物の輸出をしようとする者が前条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書）を輸出申告書に添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 同上

3 前項の規定により輸出の許可があつた旨の表示をした戻し税用書類の交付を受けた者は、契約の破棄、貨物の亡失等により、当該貨物の全部が輸出されないこととなつたときは、当該書類を遅滞なく税関に提出しなければならない。

(輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等)

第五十三条の四 法第十九条第五項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)の規定により関税の減額を受けようとする者は、関税の減額を受けようとする原料品を使用して製造した貨物の輸出申告の際に、減額を受けようとする関税の額及びその算出の根拠並びに輸出しようとする当該貨物及びその製造に使用した原料品の品名及び数量を記載した申請書に財務省令で定める事項を記載した貨物製造報告書(関税の減額を受けようとする者が次項において準用する第五十三条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書)その他財務省令で定める書類を添付して、その延長された期限内に、これを輸出申告をする税関長に(当該輸出申告をする税関長と関税の減額を受けようとする原料品の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に)提出しなければならない。

2 (省 略)

(輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等)

第五十四条 法第十九条第六項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)に規定する政令で定める原料品は、果実の缶詰等の製造に使用される第五十二条第一項各号に掲げる輸入原料品とする。

2 法第十九条第六項の規定により関税の控除を受けようとする者は、関税の控除を受けようとする原料品を使用して製造した貨物の輸出申告の際に、控除を受けようとする関税の額及びその算出の根拠並びに輸出しようとする当該貨物及びその製造に使用した原料品の

(輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等)

第五十三条の四 法第十九条第五項(輸出貨物の製造用原料品に係る関税の減額)の規定により関税の減額を受けようとする者は、関税の減額を受けようとする原料品を使用して製造した貨物の輸出申告の際に、減額を受けようとする関税の額及びその算出の根拠並びに輸出しようとする当該貨物及びその製造に使用した原料品の品名及び数量を記載した申請書に財務省令で定める事項を記載した貨物製造報告書(関税の減額を受けようとする者が次項において準用する第五十三条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書)その他財務省令で定める書類を添付して、その延長された期限内に、これを輸出申告をした税関の税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と関税の減額を受けようとする原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)提出しなければならない。

2 同 上

(輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等)

第五十四条 法第十九条第六項(輸出貨物の製造用原料品に係る関税の控除)に規定する政令で定める原料品は、果実の缶詰等の製造に使用される第五十二条第一項各号に掲げる輸入原料品とする。

2 法第十九条第六項の規定により関税の控除を受けようとする者は、関税の控除を受けようとする原料品を使用して製造した貨物の輸出申告の際に、控除を受けようとする関税の額及びその算出の根拠並びに輸出しようとする当該貨物及びその製造に使用した原料品の

品名及び数量を記載した申請書に財務省令で定める事項を記載した貨物製造報告書（関税の控除を受けようとする者が第五十三条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書）その他財務省令で定める書類を添付して、その特例申告書の提出期限内に、これを輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と関税の控除を受けようとする原料品の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）提出しなければならない。

3 (省 略)

(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)

第五十四条の三 法第十九条の二第一項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする外国貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、免除を受けようとする関税の額その他参考となるべき事項を記載した書面に前条第二項又は第四項の規定により税関長が返付した書類を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)

第五十四条の九 法第十九条の二第二項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、その払戻しに係る輸出貨物の輸出申告の際に、その払戻しを受けようとする課税原料品の品名及び数量並びに当該

品名及び数量を記載した申請書に財務省令で定める事項を記載した貨物製造報告書（関税の控除を受けようとする者が第五十三条第一項の承認を受けて当該貨物の製造をした者以外の者であるときは、当該承認を受けてその製造をした者の作成した貨物製造証明書）その他財務省令で定める書類を添付して、その特例申告書の提出期限内に、これを輸出申告をした税関の税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と関税の控除を受けようとする原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）提出しなければならない。

3 同上

(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)

第五十四条の三 法第十九条の二第一項（内貨原料品による製品を輸出した場合の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする外国貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、免除を受けようとする関税の額その他参考となるべき事項を記載した書面に前条第二項又は第四項の規定により税関長が返付した書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)

第五十四条の九 法第十九条の二第二項（課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、その払戻しに係る輸出貨物の輸出申告の際に、その払戻しを受けようとする課税原料品の品名及び数量並びに当該輸出貨物を製

輸出貨物を製造した保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地を記載した申請書に課税原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び前条第三項の規定により還付を受けた製造報告書を添付して、これを税関長に提出し、当該輸出貨物に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査の際に、第五十四条の七の規定による払戻しの額の決定に必要な検査を受けなければならない。

（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）

第五十四条の十 前三条の規定は、法第十九条の二第三項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「その関税を納付すべき期限が延長された貨物（以下この条並びに第五十四条の十において準用する次条及び第五十四条の九において「未納税原料品」という。）で法第十九条の二第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の額（当該未納税原料品」と、第五十四条の八第一項及び第二項中「課税原料品」とあるのは「未納税原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号中「年月日又は決定通知書の発出の年月日」とあるのは「年月日」と、前条中「課税原料品の」とあるのは「未納税原料品の」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「前条第三項」とあるのは「次条において準用する前

造した保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地を記載した申請書に課税原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び前条第三項の規定により還付を受けた製造報告書を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出し、当該輸出貨物に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査の際に、第五十四条の七の規定による払戻しの額の決定に必要な検査を受けなければならない。

（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）

第五十四条の十 第五十四条の七から前条までの規定は、法第十九条の二第三項（未納税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「その関税を納付すべき期限が延長された貨物（以下この条並びに第五十四条の十において準用する次条及び第五十四条の九において「未納税原料品」という。）で法第十九条の二第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の額（当該未納税原料品」と、第五十四条の八第一項及び第二項中「課税原料品」とあるのは「未納税原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号中「年月日又は決定通知書の発出の年月日」とあるのは「年月日」と、前条中「課税原料品の」とあるのは「未納税原料品の」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「前条第三項」とあるのは「次条において準用

条第三項」と、「これを税関長に」とあるのは「その延長された期限内に、これを輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該未納税原料品の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「次条において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

第五十四条の十一 第五十四条の七から第五十四条の九までの規定は、法第十九条の二第四項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「輸入された貨物で法第十九条の二第四項」と、「使用したものについて納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「使用したもの（以下この条並びに第五十四条の十一において準用する次条及び第五十四条の九において「輸入原料品」という。）について課されるべき関税の額（当該輸入原料品」と、第五十四条の八第一項（第四号を除く。）及び第二項（第三号を除く。）中「課税原料品」とあるのは「輸入原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号並びに第五十四条の九中「課税原料品の」とあるのは「輸入原料品の」と、第五十四条の八第一項第四号及び第二項第三号中「年月日（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。）」とあるのは「年月日」と、第五十四条の九中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるの

する前条第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該未納税原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「次条において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

第五十四条の十一 第五十四条の七から第五十四条の九までの規定は、法第十九条の二第四項（輸入原料品による製品を輸出した場合の控除）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「輸入された貨物で法第十九条の二第四項」と、「使用したものについて納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「使用したもの（以下この条並びに第五十四条の十一において準用する次条及び第五十四条の九において「輸入原料品」という。）について課されるべき関税の額（当該輸入原料品」と、第五十四条の八第一項（第四号を除く。）及び第二項（第三号を除く。）中「課税原料品」とあるのは「輸入原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号並びに第五十四条の九中「課税原料品の」とあるのは「輸入原料品の」と、第五十四条の八第一項第四号及び第二項第三号中「年月日（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。）」とあるのは「年月日」と、第五十四条の九中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と

は「証明書」と、「前条第三項」とあるのは「第五十四条の十一において準用する前条第三項」と、「これを税関長に」とあるのは「当該輸入原料品に係る特例申告書の提出期限内に、これを輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該輸入原料品の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「第五十四条の十一において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

（再輸出の期間の延長の承認申請手続）

第五十四条の十四 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）

第五十四条の十六 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書に第五十四条の十三第三項の規定により返付された書面及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

、「前条第三項」とあるのは「第五十四条の十一において準用する前条第三項」と、「これを」とあるのは「当該輸入原料品に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該輸入原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「第五十四条の十一において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

（再輸出の期間の延長の承認申請手続）

第五十四条の十四 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）

第五十四条の十六 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書に第五十四条の十三第三項の規定により返付された書面及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)) (重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを税関長に」とあるのは「その延長された期限内に、これを輸出申告をする税関長に(当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に)」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)) (重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とある

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)) (重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)) (重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とある

のは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「輸出申告をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条において同じ。）に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をする税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれてある保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得な

のは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出の場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条において同じ。）に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項（違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税）の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれてある保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び

いものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けて廃棄した貨物について法第二十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、当該廃棄した貨物又は当該廃棄により生じた残存物の品名及び数量、前項の規定による届出に係る保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時を記載した申請書をその廃棄について承認をした税関長に提出しなければならない。

（保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続）

第五十六条の二 法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、搬入を予定する保税地域の名称及び所在地、搬入の予定時期並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。ただし、当該保税地域の所在地を所轄する税関長と当該輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該申請書に当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出することができる。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用）

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二

理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けて廃棄した貨物について法第二十条第二項の規定により関税の払いもどしを受けようとする者は、当該廃棄した貨物又は当該廃棄により生じた残存物の品名及び数量、前項の規定による届出に係る保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時を記載した申請書をその廃棄について承認をした税関長に提出しなければならない。

（保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続）

第五十六条の二 法第二十条第一項（違約品等の再輸出の場合の戻し税）の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、搬入を予定する保税地域の名称及び所在地、搬入の予定時期並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該保税地域の所在地を所轄する税関長と当該輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該申請書に当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出することができる。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用）

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二

十条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「その延長された期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一

十条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「その延長された期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出の場合の控除）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項（違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除）の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

この場合において、第五十五条第一項及び第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、第五十五条第一項中「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項及び第五十六条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、第五十五条第二項中「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「この条及び次条」とあるのは「この条」と、同項及び同条第三項中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、同条第一項及び第二項中「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第一項中「の税関長に」とあるのは「の税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）</p> <p>第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）に、その輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （省 略）</p> <p>2～4 （省 略）</p> <p>（製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続）</p> <p>第三十三条の五 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その譲許の便益の適用を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 （省 略）</p>	<p>（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）</p> <p>第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）に、その輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～五 同 上</p> <p>2～4 同 上</p> <p>（製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続）</p> <p>第三十三条の五 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その譲許の便益の適用を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>（営業所の新設の許可の申請手続）</p> <p>第一条 通関業法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による許可を受けようとする通関業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものに限定される場合には当該貨物の種類</p> <p>2 前項の許可申請書には、許可を受けようとする営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名、その通関業務の用に供される資産の明細並びに当該営業所において行われる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。</p> <p>（営業所の届出の手続）</p> <p>第二条 法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を財務大臣に提出することにより行うものとする。</p> <p>一 当該営業所の名称及び所在地</p> <p>二 当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数</p> <p>三 当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものに限定される場合には当該貨物の種類</p> <p>2 前項の届出書には、届出に係る営業所において通関業務に従事</p>	<p>（営業所の新設の許可の申請手続）</p> <p>第一条 通関業法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による税関長の許可を受けようとする通関業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>三 当該営業所においてする通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものに限定される場合には当該貨物の種類</p> <p>2 前項の許可申請書には、許可を受けようとする営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名、その通関業務の用に供される資産の明細並びに当該営業所において行なわれる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。</p> <p>（営業区域外において業務を行なう場合の手続）</p> <p>第二条 法第九条ただし書の規定により同条に規定する税関の管轄区域外において通関業務を行なおうとする通関業者は、その提出する法第二条第一号ロに規定する通関書類に法第九条ただし書の規定に該当する旨を附記し、又は当該通関業務を行なう際に口頭で税関官署に対してその該当する旨を申し出なければならない。</p>

せようとする者の氏名を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

(通関業の許可を承継することの承認の手續)

第三条 法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 三 (省 略)

2 法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 四 (省 略)

3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者(以下この項において「申請者」という。)の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、財務大臣は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

(許可の消滅に関する届出義務者)

第四条 (省 略)

(通関士の設置)

第五条 通関業者は、法第十三条の規定により通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに次条に規定する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士を置かなければならない。

(通関業の許可を承継することの承認の手續)

第二条の二 法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 三 同 上

2 法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 四 同 上

3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者(以下この項において「申請者」という。)の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

(許可の消滅に関する届出義務者)

第三条 同 上

(通関士の設置)

第四条 通関業者は、法第十三条第一項の規定により通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、専任の通関士(営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任であることを要しない

(通知を要する検査の範囲)

第七条 法第十六条に規定する政令で定める検査は、次に掲げる検査とする。

- 一 (省 略)
- 二 関税法第四十三条の四第一項(同法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の検査
- 三 (省 略)

(権限の委任)

第十四条 法に規定する財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める税関長に委任されるものとする。

- 一 法第三条第一項及び第二項(同条第一項の許可に際し条件を付する場合に限る。)の規定、法第四条第一項の規定、法第五条の規定並びに法第六条の規定による権限 法第三条第一項の許可を受けようとする者が通関業務を行おうとする営業所の所在地(当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地)を管轄する税関長

- 二 法第三条第二項(同条第一項の許可後に条件を付する場合に限り、法第八条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項

。一人以上を置かなければならない。

- 2 前項の通関業者は、同項の規定に抵触するに至つた営業所があるときは、二月以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(通関士の設置に係る地域の指定)

第五条 法第十三条第一項第一号に規定する政令で定める地域は、別表に掲げる地方公共団体の区域に属する地域とする。

(通知を要する検査の範囲)

第七条 同 上

- 一 同 上
- 二 関税法第四十三条の四(同法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の検査
- 三 同 上

(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定、法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十条第二項の規定、法第十一条の規定、法第十二条の規定、法第二十二条第二項及び第三項の規定、法第三十一条第一項の規定、法第三十三条の二の規定、法第三十四条第一項及び第二項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定、法第三十五条第一項の規定、法第三十七条の規定、法第三十八条第一項の規定並びに法第三十九条第一項の規定による権限 当該権限の行使の対象となる者が通関業務を行う営業所の所在地(当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地)を管轄する税関長(以下この条において「二号税関長」という。)

三 法第十一条の二第二項から第六項までの規定による権限 同条第一項又は第四項に規定する通関業者に係る二号税関長

四 法第十一条の二第七項の規定による権限 同条第二項又は第四項の規定による承認をした税関長

五 法第三十六条の規定による権限 同条の規定による申出の対象となる者に係る二号税関長

2 | 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて同号に定める税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第五条の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

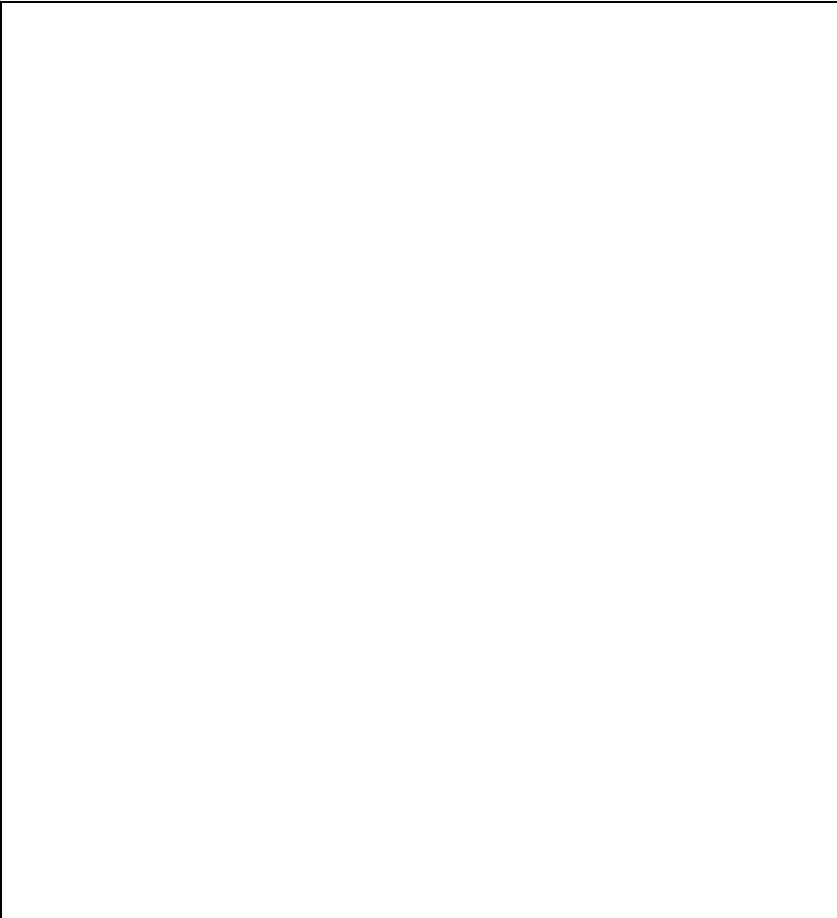
3 | 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて二号税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第三条第二項及び第四項並びに法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十二条の規

定、法第二十二條第二項の規定、法第三十一條第一項の規定並びに法第三十八條第一項の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

別表 通関士の設置を要する地域（第五条関係）

北海道のうち	札幌市	小樽市	千歳市	釧路市	苫小牧市	室蘭市	函館市
青森県のうち	八戸市						
宮城県のうち	石巻市						
茨城県のうち	神栖市						
群馬県のうち	前橋市	高崎市	太田市				
千葉県のうち	千葉市	成田市	市川市	船橋市	市原市	袖ヶ浦市	木更津市
東京都	君津市						
神奈川県のうち	横浜市	川崎市	横須賀市	三浦市			
新潟県のうち	新潟市						
富山県のうち	富山市	高岡市	射水市				
福井県のうち	福井市						
静岡県のうち	静岡市						

香川県のうち	徳島市のうち 徳島市 小松島市 阿南市	山口県のうち 周南市 宇部市 下関市	広島県のうち 広島市 福山市 尾道市 呉市	岡山県のうち 倉敷市 笠岡市 玉野市	島根県のうち 安来市	境港市	鳥取県のうち	和歌山県のうち 和歌山市 海南市	兵庫県のうち 神戸市 姫路市 加古川市 尼崎市	大阪府のうち 大阪市 摂津市 豊中市 堺市 泉大津市 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南郡田尻町 泉南市	京都府のうち 京都市 舞鶴市	三重県のうち 四日市市	愛知県のうち 名古屋市 西春日井郡豊山町 海部郡飛島村 東海市 知多市 常滑市 半田市 蒲郡市 豊橋市 田原市	静岡市のうち 富士市 駿東郡長泉町 沼津市 焼津市 浜松市
--------	------------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------	---------------	-----	--------	---------------------	----------------------------	---	-------------------	----------------	---	----------------------------------



坂出市	丸亀市
愛媛県のうち	
松山市	今治市
	西条市
	新居浜市
福岡県のうち	
福岡市	北九州市
	京都郡苅田町
	久留米市
佐賀県のうち	
鳥栖市	
長崎県のうち	
長崎市	佐世保市
熊本県のうち	
熊本市	
大分県のうち	
大分市	
鹿児島県のうち	
鹿児島市	霧島市
沖縄県のうち	
那覇市	

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（合衆国軍隊への引渡し等の証明）</p> <p>第四条 法第八条本文に規定する証明は、法第六条の規定の適用を受けた同条第三号に掲げる物品（以下「軍納品」という。）のうち合衆国軍隊に引き渡されたものについては、その物品の記号、番号、品名、個数、数量及び価格、軍納品のうち合衆国軍隊が使用する施設又は物品に付合され、混和され又は加工された物品については、その物品を付合した当該施設若しくは物品又はその物品を使用した製品及び副産物の品名及び数量を記載し、かつ、合衆国軍隊の権限ある官憲が発給した証明書をもつてしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する証明書は、当該証明書に係る軍納品の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。</p> <p>（免税物品の滅失の承認の申請手続）</p> <p>第五条 法第八条ただし書に規定する税関長の承認を受けようとする者は、滅失した物品の品名、数量及び価格並びに滅失した事由を記載した申請書を当該物品の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（合衆国軍隊への引渡等の証明）</p> <p>第四条 法第八条本文に規定する証明は、法第六条の規定の適用を受けた同条第三号に掲げる物品（以下「軍納品」という。）のうち合衆国軍隊に引き渡されたものについては、その物品の記号、番号、品名、個数、数量及び価格、軍納品のうち合衆国軍隊が使用する施設又は物品に付合、混和又は加工された物品については、その物品を付合した当該施設若しくは物品又はその物品を使用した製品及び副産物の品名及び数量を記載し、且つ、合衆国軍隊の権限ある官憲が発給した証明書をもつてしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する証明書は、当該証明書に係る軍納品の輸入地を所轄する税関に提出しなければならない。</p> <p>（免税物品の滅失の承認の申請手続）</p> <p>第五条 法第八条但書に規定する税関長の承認を受けようとする者は、滅失した物品の品名、数量及び価格並びに滅失した事由を記載した申請書を当該物品の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条（省 略）</p> <p>2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項（標本、参考品及び學術研究用品の免税の手続）、第二十条第一項（寄贈物品の免税の手続）、第二十一条の二第一項（博覧会等において使用される物品の免税の手続）、第二十五条の三第一項（条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続）若しくは第三十四条第一項（再輸出貨物の免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（自動車等の引越荷物の免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>3（省 略）</p> <p>4 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けた者（関税率法施行令第二十六条第五項（特定用途免税貨物の用途外使用の届出等）の規定の適用を受けて課税物品の譲渡を受けた者を含む。）が、その免除を受けた課税物品を関税率法第十五条第一項（特定用途免税）又は第十七条第一項（再輸出免税）に規定する期間内にその用途以外の用途に供し、若しくは譲渡しようとするときは、同令第二</p>	<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条 同 上</p> <p>2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条第一項（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>4 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けた者（関税率法施行令第二十六条第五項（用途外使用とされない譲渡の届出）の規定の適用を受けて課税物品の譲渡を受けた者を含む。）が、その免除を受けた課税物品を関税率法第十五条第一項（特定用途免税）又は第十七条第一項（再輸出免税）に規定する期間内にその用途以外の用途に供し、若しくは譲渡しようとするときは、関税率法施行</p>

十六条第一項若しくは第五項又は第三十七条第一項（再輸出免税貨物の用途外使用等の届出）に規定する届出書に、その免除を受けた内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

5・6 (省 略)

7 法第十三条第二項の規定により消費税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（第十六条の二第二項において「輸入申告」という。）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一～四 (省 略)

(税関長の権限の委任)

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）に規定する課税貨物及び特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一・二 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保

令第二十六条第一項若しくは第五項又は第三十七条第一項（免税物品の用途外使用等の届出）に規定する届出書に、その免除を受けた内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

5・6 同 上

7 法第十三条第二項の規定により消費税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（第十六条の二第二項において「輸入申告」という。）の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～四 同 上

(税関長の権限の委任)

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての包括の納期限の延長）に規定する課税貨物及び特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一・二 同 上

2 同 上

3 同 上

<p>6 5 </p> <p>(省 略)</p>	<p>を付しているものを除く。)の標本(同条約第一条(b)に規定する標本をいう。)に該当する課税物品に係る次の各号に掲げる規定に基づく税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 国税通則法第二章第三節(賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続)及び法第六条の規定(関税法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する貨物に該当する課税物品への適用に係る部分に限る。)</p>
<p>5 4 </p> <p>同 同 上 上</p>	<p>一 同上</p> <p>二 国税通則法第二章第三節(賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続)及び法第六条の規定(関税法第六条の二第一項第二号イ(賦課課税方式)に規定する貨物に該当する課税物品への適用に係る部分に限る。)</p>
<p>4 </p> <p>税関長の権限のうち郵便物以外の課税物品に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。</p>	<p>4 </p> <p>第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する</p>

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（申告書の提出先の特例を適用しない物品の指定）</p> <p>第四十五条の三の二 法第八十五条第三項（法第八十七条の七第二項及び第八十八条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める物品は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する資材、需品又は装備とする。</p>	
<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手続等）</p> <p>第四十八条の九（省 略）</p> <p>2～6（省 略）</p> <p>7 法第九十条の四第六項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該石油製品等の所在場所の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～四（省 略）</p> <p>五 当該石油製品等の引取りにつき法第九十条の四第一項の承認を受けた税関及びその年月日並びに当該承認に係る承認書の番号</p> <p>（引取りに係る特定石炭の免税の手続等）</p> <p>第四十八条の十（省 略）</p> <p>2・3（省 略）</p> <p>4 法第九十条の四の二第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特定石炭の所在場所の所轄税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手続等）</p> <p>第四十八条の九 同 上</p> <p>2～6 同 上</p> <p>7 同 上</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 当該石油製品等の引取りに係る税関、当該引取りにつき法第九十条の四第一項の承認を受けた年月日及び当該承認に係る承認書の番号</p> <p>（引取りに係る特定石炭の免税の手続等）</p> <p>第四十八条の十 同 上</p> <p>2・3 同 上</p> <p>4 同 上</p>

<p>一〇四 (省 略)</p> <p>五 当該特定石炭の引取りにつき法第九十条の四の二第一項の承認を受けた税関及びその年月日並びに当該承認に係る承認書の番号</p> <p>(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の手続等)</p> <p>第四十八条の十一 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 法第九十条の四の三第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該沖縄発電用特定石炭等の所在場所の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>一〇四 (省 略)</p> <p>五 当該沖縄発電用特定石炭等の引取りにつき法第九十条の四の三第一項の承認を受けた税関及びその年月日並びに当該承認に係る承認書の番号</p>	<p>一〇四 同 上</p> <p>五 当該特定石炭の引取りに係る税関、当該引取りにつき法第九十条の四の二第一項の承認を受けた年月日及び当該承認に係る承認書の番号</p> <p>(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の手続等)</p> <p>第四十八条の十一 同 上</p> <p>2・3 同 上</p> <p>4 同 上</p> <p>一〇四 同 上</p> <p>五 当該沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る税関、当該引取りにつき法第九十条の四の三第一項の承認を受けた年月日及び当該承認に係る承認書の番号</p>
---	--

○ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（差押えの場合の届出）</p> <p>第十条 免税コンテナーの管理者は、免税コンテナーがコンテナー条約第四条2に規定する差押えを受けたときは、第六条第一号及び第二号に掲げる事項並びに差押えを受けた年月日及び理由を記載した書面を当該免税コンテナーの輸入を許可した税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（差押えの場合の届出）</p> <p>第十条 免税コンテナーの管理者は、免税コンテナーがコンテナー条約第四条2に規定する差押えを受けたときは、第六条第一号及び第二号に掲げる事項並びに差押えを受けた年月日及び理由を記載した書面を当該免税コンテナーの輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p>

○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（還付）</p> <p>第十五条 法第七条第二十九項の規定により指定貨物に係る相殺関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする相殺関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。</p> <p>2 4 （省 略）</p>	<p>（還付）</p> <p>第十五条 法第七条第二十九項の規定により指定貨物に係る相殺関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする相殺関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。</p> <p>2 4 同 上</p>

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（還付）</p> <p>第十九条 法第八条第三十二項の規定により指定貨物に係る不当廉売関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする不当廉売関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。</p> <p>2 4 （省 略）</p>	<p>（還付）</p> <p>第十九条 法第八条第三十二項の規定により指定貨物に係る不当廉売関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする不当廉売関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。</p> <p>2 4 同 上</p>

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 続
一	(省略)
三九	
四〇	関税法第六十七条の二第二項又は第三項第二号（輸出申告又は輸入申告の 手続 ）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）に掲げる場合を除く。）
二	関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による貨物確認書の提出
四一	(省略)
六四の	
六四の	関税率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の 手続 ）の規定による許可書若しくは証明書の提出又は同条第二項の規定による書類の提出
六	

番号	手 続
一	同上
三九	
四〇	関税法第六十七条の二第二項第一号（輸出申告又は輸入申告の 手続 ）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の 手続 の特例）に掲げる場合を除く。）
二	関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する貨物確認書の提出
四一	同上
六四の	
六四の	関税率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の 手続 ）の規定による許可書若しくは証明書の提示又は同条第二項の規定による書類の提出
六	

一〇	~
一一	(省略)
一〇	~
一一	同上